市民税所得割は、市から送られてくる通知書のどの部分を
みればわかるのでしょうか？

通知書の様式は、亀岡市のものなので、亀岡市以外で住民税が課税されている方の通知書の様式とは異なることがありますが、以下の矢印で示す欄を見ていただければわかります。

【住民税が給与天引きの方の通知】

年度　給与所得等に係る市民税・府民税　特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

所得			主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時
	給与収入										
	給与所得										
	その他の所得計										
			総所得金額①								

課税標準		
	総所得③	
	山林所得	
	分離短期譲渡	
	分離長期譲渡	
	株式等の譲渡	
	上場株式等の配当	
	先物取引	

所得控除				控配	老配	扶養親族該当区分 特定	同老	老人	16歳未満	その他	同障	特障	他障	本人該当区分 未成年者	特婦	他婦	寡婦	特寡	寡夫	勤労学生	雑損控除
	雑損		障・寡・勤																		
	医療費		配偶者																		
	社会保険料		配偶者特別																		
	小規模企業共済		扶養																		
	生命保険料		基礎																		
	地震保険料		所得控除合計②																		

（摘要）　○充当額　　円

住宅借入金等特別控除・寄附金控除等の適用前で算定しますので、
該当する場合は⑥欄に加算してください。

⑥欄

税額			
	市民税	調整控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	府民税	調整控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	特別徴収税額⑧		
	控除不足額⑨		
	既充当額⑩		
	既納付額⑪		
	差引納付額（⑧－⑩－⑨, ⑩）		
	変更前税額⑫		
	増減額（⑧－⑫）		
	変更月		月

⑥欄が保育料算定上の市民税の所得割の目安です。ただし、⑥欄は調整控除を引く前の額なので保育料算定上の所得割額は⑥欄より若干さがります。

【住民税が給与天引きでない方の通知】

年度　市民税及び府民税決定の明細

通知番号	
納税者	様

税額	所得割		市民税		府民税	
		総所得金額	円	① 円		円
		山林所得金額	円			円
		短期譲渡所得金額	円			円
		長期譲渡所得金額	円			円
		株式等の譲渡所得金額	円			円
		上場株式等の配当所得金額	円			円
		先物取引所得金額	円			円
		調整控除額	円	② 円		円
		配当控除額	円			円
		住宅借入金等特別税額控除額	円			円
		寄附金税額控除額	円			円
		外国税額控除額等	円			円
		配当・株式等譲渡所得割控除額	円			円
		計	円			円
	均等割額		円			円
	合計税額（100円未満切捨）		円			円

年税額（市民税及び府民税の合計税額）①		円
内、給与から特別徴収する税額②		円
内、公的年金から特別徴収する税額③		円
差引普通徴収税額（①－②－③）④		円
所得割より控除することができなかった配当・株式等譲渡所得割控除額 ⑤		円
普通徴収充当額⑥		円
充当後納付額（④－⑥）⑦		円
充当後還付額（⑤－⑥）⑧		円

①－②が保育料算定上の
市民税所得割額になります。

お問い合わせ先
亀岡市役所 保育課 保育幼稚園係
0771－25－5028